

管溶接の熱処理に関する事項

改正規則等

鋼船規則 D 編

鋼船規則検査要領 D 編

改正事項

管溶接の熱処理に関する事項

改正理由

IACS 統一規則 P2.5(Corr.)では、1 類管及び 2 類管に用いられる炭素鋼，炭素マンガン鋼，モリブデン鋼，クロムモリブデン鋼及びクロムモリブデンバナジウム鋼の溶接及び熱処理について規定しており，その内容は既に本会規則にも取り入れられている。

但し，本会規則においては，従前の規則構成及び表現を踏襲する形で，統一規則の要件を取り入れており，統一規則との対応関係が一部不明確となっていた。

このため，鋼船規則等の総合的見直しの一環として，関連規定を改めるとともに，IACS 統一規則 P2.5(Corr.)に規定されている継手の食違い，最低予熱温度並びに熱処理の種類及び温度に対応する要件を，検査要領から規則に移設した。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 熱処理の対象鋼材の表記について，成分表記に改めるとともに，0.3Mo 鋼及び 0.5Cr-0.5Mo-0.25V 鋼を追加した。
- (2) 継手の食違い，最低予熱温度並びに熱処理の種類及び温度に関する規定を，検査要領から規則に移設した。

改正条項

鋼船規則 D 編 表 D11.1, 11.6.1, 11.6.2, 表 D11.6, 11.6.3, 表 D11.7, 11.6.4, 表 D11.8, 表 D11.9, 12.4.4

鋼船規則検査要領 D 編 D11.3.1, D11.6.2, D11.6.3, 表 D11.6.3-1., D12.4.4, 表 D12.4.4-1.